



福岡医発第1419号(地)
平成21年11月 4日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「介護職員処遇改善交付金の申請に係る協力依頼について」
(事務連絡) の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国の経済危機対策により、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行う「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」が創設され、本年10月より交付が始まりました。

当該交付金に関しては、本会からも、貴会宛に「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月13日付福岡医発第942号(地))にて、制度の周知等をお願いしているところであります。

しかしながら、このたびの政権交代により、政府による平成21年度補正予算の一部見直しが行われ、当該交付金につきましても、事業者にとっては見通しが不透明であると感じるところがあり、申請が進まない状況であります。

今般、厚生労働大臣より、本交付金については当初予定どおり実施することとし、さらに平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組んでいくとの発言があり、厚生労働省老健局より事務連絡が発出された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありました。また、交付金は本年10月より実施されておりますが、12月までの申請に対しては、10月サービス提供分に遡及して交付対象とするとしております。

つきましては、貴会におかれましても、引き続き、当該制度へのご協力及び会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、申請手続き等につきましては、下記へご相談くださいますよう併せて周知方お願い申し上げます。

記

【介護職員処遇改善交付金について】

1. 問合せ先

福岡県保健医療介護部介護保険課指導係

電話番号：092-643-3319

FAX番号：092-642-1504

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当・医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

2. 参考：県庁ホームページ

1) 「介護職員処遇改善交付金の申請について」

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/shoguusinsei.html>

2) 「介護職員処遇改善交付金の申請にかかる留意事項について（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）」

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/kouhukinnryuui.html>

3) 介護職員処遇改善交付金の申請にかかる留意事項について（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/kouhukinn.html>

(介 3 6)

平成 21 年 10 月 20 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



「介護職員処遇改善交付金の申請に係る協力依頼について」(事務連絡)の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の経済危機対策により、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行う「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」が創設され、本年10月より交付が始まりました。当該交付金に関しては、本会からも、貴会宛に「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月6日付(介30))とする文書にて、制度の周知等をお願いしているところであります。

しかしながら、このたびの政権交代により、政府による平成21年度補正予算の一部見直しが行われ、当該交付金につきましても、事業者にとっては見通しが不透明であると感じるところがあり、申請が進まない状況であります。

今般、厚生労働大臣より、本交付金については当初予定どおり実施することとし、さらに平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組んでいくとの発言があり、厚生労働省老健局より別添の事務連絡が発出され、交付金申請に関する協力依頼がありました。

また、交付金は本年10月より実施されておりますが、12月までの申請に対しては、10月サービス提供分に遡及して交付対象とするとしております。

つきましては、貴会におかれましても、引き続き、当該制度へのご協力及び会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、申請手続き等につきましては、各都道府県に相談窓口が設置されていますので、ご相談くださいますよう併せて周知方お願い申し上げます。

敬具

記

○別添資料

・「介護職員処遇改善交付金の申請に係る協力依頼について」

(平 21. 10. 15 厚生労働省老健局事務連絡)

○参考

・平 21. 8. 6 (介 30) 「平成 21 年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」



事 務 連 絡
平成21年10月15日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局

介護職員処遇改善交付金の申請に係る協力依頼について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、介護職員処遇改善交付金の執行に関しましては、平成21年度補正予算の一部見直しにより、ご心配をおかけしており、お詫び申し上げます。

さて、先般、長妻厚生労働大臣から、「本交付金については当初の予定どおり実施するとともに、平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組む。」旨の方針が示され、本交付金の積極的活用についての発言がありました。（別添参照）

これまで、事業者の皆さまが、本交付金の執行停止があるのではないか等の懸念から本交付金の申請を躊躇されていた事実及びこの大臣の方針等をふまえ、平成21年の交付金申請は、12月までの申請に対しては10月サービス提供分に遡及して交付対象とすることとしております。

つきましては、大臣発言にありますように、できるだけ多くの事業者の皆さまに本交付金を活用して介護職員の処遇改善を行っていただきたいと考えておりますので、貴会会員の皆さまに対しまして、今般の大臣からの発言内容を周知していただき、本交付金の積極的申請につきましてご協力をお願いいたします。

<添付資料>

1. （別添） 長妻大臣記者会見要旨（平成21年10月14日（水））
2. （参考） 介護職員処遇改善交付金の概要
3. 厚生労働省作成の全事業者向け広報資料（未定稿）

（国保連が発行する介護報酬支払通知書に同封予定）

（別添）

処遇改善交付金 長妻大臣会見要旨

（平成21年10月14日（水））

大臣：介護職員処遇改善交付金は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成するもので、現在各都道府県で申請を受け付けているところ。これまでの申請状況は、全事業所の48%程度で半分を割っているのが現状。

なぜ半分以上なのか、今の時点で考えると、一つは平成24年度以降の継続が明らかではないこと。あるいは、政権での議論の中で執行停止になるのではないかと懸念があるとすれば、まずお詫び申し上げたい。本交付金については継続したいと考えていると明確に申し上げる。

その上で、平成24年度以降にどうなるか確定していないが、我々としては、24年度以降についても介護職員の処遇改善に取り組んでまいりたい。事業所におかれては、ぜひ申請していただいて、交付金をご活用いただきたい。できれば100%の事業所に申請していただきたいとのメッセージを申し上げる。

先ほど48%と申し上げたが、この数字は、あくまで全国平均であり、近い将来、都道府県ごとの申請率も公表していきたい。多くの事業所に交付金の申請をしていたくようお願い申し上げます。

山井政務官：大臣の発言に補足させていただく。ぜひ100%の事業所で介護職員の賃金が10月から1.5万円上がるようにしていきたい。そのための基金の額を積んでいる。しかし、まだ申請率は48%だ。一部では締切が終わっている都道府県もある。緊急雇用とも絡むが、是非とも1.5万円の賃金引き上げをしたい。事業所によっては毎月上げるところや一時金の形で払うところなど、いろんな方法がある。

問題点として、「この基金が執行停止なるのではないかと」の懸念や「2年半後になくなるのであれば賃金は上げられない」とか、「介護職員しか賃金が上がらず、一緒に働く他の職員の賃金を上げられない」といった不安の中で、躊躇するといった声もあったが、ぜひ100%の介護職員の方々の賃金を引き上げていただきたい。そのために48%という数字を公表した。都道府県によってかなり格差があり、近い将来、どの自治体が高くてどこが低いのかを公表したい。

（質疑応答）

記者：平成23年度まで4,000億円で1.5万円の引上げを実施していくということでしょうか。

大臣：正確には3,975億円。そういうことです。

記者：平成24年度以降も1.5万円ベースの引き上げ額を確保していくのか。または別途さらに引き上げるのか。

大臣：私どもとしては、介護は立て直しの機会だと思う。私自身は、平成24年度以降についてはこれまでのベース以上で実行したいと考えている。

記者：4万円に近い金額になるのか。

大臣：私自身は、その金額を目指したい。

記者：予算措置して継続させるのか。

大臣：介護職員全体への対応としてどれがふさわしいのか、例えば職業訓練を充実させることで介護従事者を増やす対応なども考えている。その中で、もっと介護の職に就いていただける施策が考えられるのか検討したい。平成24年度までにどんな方法が考えられるのか検討していきたい。

（文責：老健局介護保険計画課）

(参考)

介護職員処遇改善交付金（仮称）

(1) 目的

21年度介護報酬改定（＋3％）によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

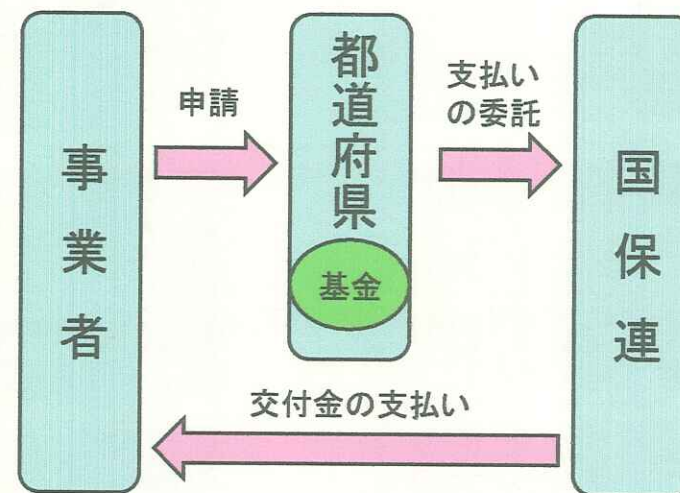
介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金（仮称）を介護報酬とは別に交付する。

交付額は、各サービス毎の介護職員数（常勤換算）に応じて定める交付率による。（介護職員のないサービスは助成対象としない）

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。（支払いは国保連に委託）
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 交付額 : 介護報酬総額 × サービス毎に定める交付率（別紙）
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

執行のイメージ



(4) 事業規模

合計約3,975億円（介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額）

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

サービスごとの交付率

(別紙)

サービス名	交付率
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4.0%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%
・(介護予防)通所介護	1.9%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.5%
・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	1.5%
・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.1%
【助成対象外】 ・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・(介護予防)居宅療養管理指導	0%

※ 当該サービスの交付率 = $\frac{\text{当該サービスの介護職員数(常勤換算)}(\text{全国計}) \times 15,000\text{円} \times 12\text{ヶ月}}{\text{当該サービスの総費用額(全国計)}}$

(未定稿)

介護職員処遇改善交付金

介護職員の賃金アップのための資金を交付
平成24年度以降も処遇改善に取り組み

申請はお済み
ですか？

【交付金の概要】

- 「介護職員処遇改善交付金」は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から平成23年度末までの間、計約4,000億円を交付するものです。
- 長妻厚生労働大臣は、「交付金は当初の予定通り実施し、平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組んでいく」旨の方針を示しており、引き続き政府として取り組みを進めていくことから、積極的に活用いただくようお願いします。

介護以外に従事していても **介護職員として勤務していれば交付対象に**

【交付金により賃金改善できる職種】

- 原則として、指定基準上の介護職員、介護従業者、訪問介護員等として勤務している職員が対象です。
- 他の職務に従事していても、介護職員として勤務していれば対象にできます。

※ 処遇改善交付金のご案内は、すべてのサービス事業者の皆さんにお送りしていますが、訪問看護など、人員配置基準上介護職員のいないサービスは対象外となります。

(未定稿) 平成21年12月までに申請すれば 10月分から交付

【交付の手続き】

- 交付金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行った上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、介護職員の賃金改善に充当するための資金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付されます。
- 交付金は、原則として申請があった月のサービス提供分から対象になりますが、当初については、平成21年12月までに申請のあった事業者に限り、10月サービス提供分からさかのぼって交付します。
- 平成22年度以降は、キャリア・パスに関する要件等を加えることを予定しています。

都道府県の介護保険窓口にご相談ください

申請手続きなど、詳しくは各都道府県の介護保険担当課までお問い合わせください。

介護保険法改正に伴う業務管理体制整備に係る届出は10月31日までです！

介護保険法の改正に伴い、すべての介護サービス事業者に義務付けられた「業務管理体制の整備に係る届出」の提出期限は、平成21年10月31日です。

まだ届出されていない介護サービス事業者は、忘れずに届け出てください。

詳しくは厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>) まで。



参考

(介 30)

平成 21 年 8 月 6 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司

平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の経済危機対策により、介護職員と他の業種との賃金格差を縮め、介護が確固とした雇用の場として成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行う「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」が創設され、介護職員の処遇改善をさらに進めていくこととなりましたが、今般、厚生労働省はそれに関連し、「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」を定め、本年5月29日より適用されることとなり、各都道府県知事宛てに通知が発出されました。

本基金管理運営要領は、①介護職員処遇改善交付金事業、②施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業（以下、施設開設準備等特別対策事業）の2つの事業から成る「介護職員処遇改善等対策事業」に関する基金運営について示されたものであります。

①介護職員処遇改善交付金事業につきましては、都道府県がその実施要領に基づき、一定の要件を満たした介護事業者を承認し、当該事業者介護職員の賃金改善に充当するための交付金を支給すること等により、その処遇改善を図る事業であり、各サービスごとの交付率につきましては添付資料「別記1」の表1に記載されている通りであります。

②施設開設準備等特別対策事業につきましては、施設の開設時から安定した質の高いサービス提供のための体制整備を支援するため、特別養護老人ホーム等の施設等の開設準備に要する経費等について都道府県等が補助する事業、また、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、都道府県等が補助する事業等であり、その交付基礎単価等が、添付資料「別記2」の別添1、2に示されております。つきましては、貴会におかれましても、制度の円滑な施行のため当該制度をご了知いただき、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、②施設開設準備等特別対策事業において、その運用方法は自治体に任せられているため、それら補助に関しては、各自治体に相談窓口が設置されていますので、ご相談くださいますよう併せてお願い申し上げます。

また、上記の2事業の概要につきまして、参考資料を添付いたしますので、ご活用いただければ幸いです。

敬 具

記

(添付資料)

- ・「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」の送付について
(老老発0803第1号 平21.8.3 厚生労働省老健局老人保健課長通知)
- ・参考資料1：「介護職員処遇改善交付金」について
- ・参考資料2：「施設開設準備経費等に対する支援」について

以 上